



学校における性に関する指導及び 関連する取組の状況について

初等中等教育局 健康教育・食育課
令和4年3月10日

学校における性に関する指導について①

・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ること などに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。【学習指導要領解説（保健体育編）】

学習指導要領及び解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

- 体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること（変声、発毛、異性への関心も芽生えることについても理解できるようにする）

中学校

- 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）
- 妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとする
- 感染症については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする

高等学校

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする）
- 感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）

文部科学省の取組

- 教職員を対象とした健康教育指導者養成研修や教育委員会担当者を対象とした会議において研修等を実施
- 小・中・高校生向けに性感染症や妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材を文部科学省HPに掲載するとともに、教育委員会担当者が集まる会議等において周知
- 厚生労働省と連携し、性に関する指導において産婦人科医や助産師等の外部講師を活用することについて教育委員会へ周知



「わたしの健康」
（小学生用）



「かけがえない自分
かけがえない健康」
（中学生用）



「健康な生活を送るために」
（高校生用）

学校における性に関する指導について②

- ◇ 学習指導要領は、概ね10年に1度、中央教育審議会の答申に基づき改訂（直近では、平成29年、30年に告示）。現在、改訂された内容が小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施され、高校では令和4年度から年次進行で実施される予定。
- ◇ 学習指導要領の実施に当たっては、教師用解説書の作成や教科書の準備（作成、検定、採択、発行）、教員の研修など、相当期間の準備が必要。
- ◇ 現在は学習内容の着実な実施・定着を図る期間であり、各学校・学校設置者において指導の工夫改善が図られる時期。
- ◇ 文部科学省においても、本年1月に都道府県・指定都市の教育委員会担当者を対象とした「学校保健全国連絡協議会」において、性に関する指導についてをテーマとした協議を実施。
 - ⇒ 外部講師を活用した指導の状況等について、各都道府県等の取組状況の共有し、事例を紹介。
- ◇ また、学校における「生命の安全教育」のモデル事業を実施し、学校における実証を通じた指導の充実、普及・展開を図る。
- ◇ 加えて、日本学校保健会等の関係機関と連携し、保健教育に関する指導コンテンツ（動画教材を含む）の充実を図る。

取組事例の紹介

各都道府県・政令市の取組例（令和３年度学校保健全国連絡協議会から）

○ 教職員に対する研修

- ・産婦人科医、助産師、大学教授等を講師として教職員向けの研修の実施
- ・地方自治体内の保健医療担当部局との連携して実施
- ・オンラインを活用した研修会の実施 など

※ 研修内容は「性に関する指導」をテーマとするもののほか、自治体作成の指導の手引きに関するもの、性の多様性に関するものなど、各自治体の実情に応じて設定している

○ 指導の手引き・教材

- ・自治体独自で教員用の指導の手引きや教材集を作成
- ・県医師会が監修してスライド資料を作成 など

○ 授業への外部講師の活用

- ・医師会と連携し、外部講師候補者をリスト化
- ・県教育委員会で外部講師派遣を事業化、県内の全校に講師を派遣
- ・自治体の保健医療担当部局が助産師会と連携し、生徒向けセミナーを実施 など

◇ 課題等

- ・保護者の理解を得ながら教育を進める必要
- ・外部講師の確保が困難（関係機関との連携不備、特定の医師に負担等）
- ・外部講師との打ち合わせ時間の確保（授業内容の事前調整、事後評価等） など

生命の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

1. 教材・指導の手引きの内容

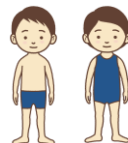
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。

（主な教材の内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



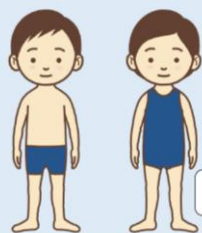
2. 今後の取組

令和3年度 本教材等の周知を行うとともに、本教材を活用したモデル事業を実施。

令和4年度 引き続きモデル事業を実施するとともに、好事例集などを作成する予定。全国の学校等における取組を支援。

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないんだね！

くち・かお もだいじだよ！



10

小学生（低・中学年向け）教材例

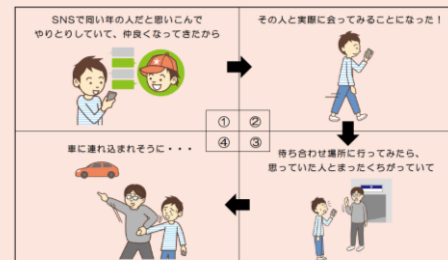
ワークシート

びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？

15

小学生（高学年）向け教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのか？



8

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていますが？

相手を殴ったり、
束縛したりすることが
愛情表現

愛があれば暴力は
許される

男は強引なほうがいい
女は素直にしたがうもの

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切に
にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

7

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、
相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を
大切にする

相手を
大切にする

暴力を
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を
送ったり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しよう

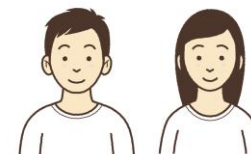


13

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

お互いの心と体を 大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。
しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。
この冊子には、自分と心と体を大切に、
周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。
一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、
今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時どうすればいいの？
- 相談先

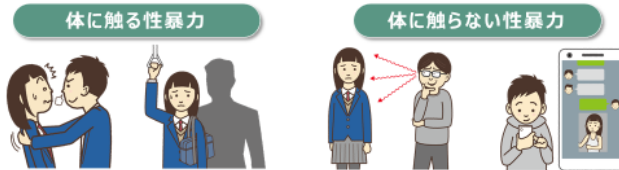
各段階の教材・指導の手引き等は、以下のURL及び右記QRコードよりダウンロードできます。
各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。



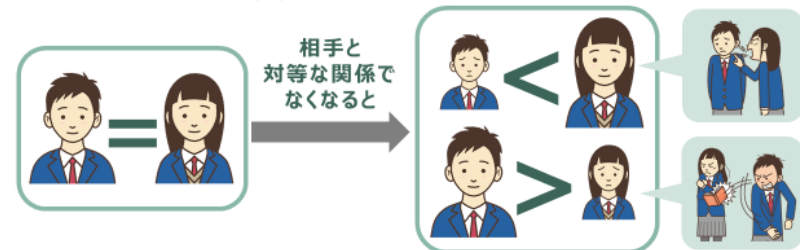
- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

5

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけではなく、同級生同士でも相手と対等な関係ではなくなることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に遠慮して自分の意見を言えなくなってしまうときは、対等な関係ではないと言えます。



自分の気持ちを大切にすると同時に
相手の気持ちも尊重しましょう。

9

性暴力の例【SNS等を通じた被害】

インターネットやスマートフォンは、性暴力に巻き込まれてしまうきっかけになることもあります。
加害者や被害者にならないためにはどうすればよいでしょうか。

- インターネット上で知り合った相手を簡単に信用しない。
- インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達であっても下着姿や裸の写真を撮ったり、撮らせたり、送ったり、送らせたりしない。
- 問題が起きたときは、一人で悩まず周囲の信頼できる大人や警察、相談窓口に相談しましょう。



7

ひとりで抱え込まずに話してみよう

相談先

もし、性暴力にあっってしまったら、友達が性暴力にあったら、性暴力を目撃したら、ひとりで抱え込まずに、だれかに話してみよう。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる大人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー
- 保護者、そのほかの身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
(全国共通短番番号)
は や く ワンストップ
8 8 9 1

性犯罪被害相談電話
ハートさん
(全国共通短番番号)
は と さん
8 1 0 3

22

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

33百万円
33百万円



課題・背景

【委託事業 令和3年度事業開始】

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない。昨年決定した「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」に基づき、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者・被害者・傍観者にさせない」ための「**生命（いのち）の安全教育**」を地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を加速し、**全国に展開していく必要がある**。

また、女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある（2018,国連）と指摘があり、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

取組の必要性

◆「経済財政運営と改革の基本方針2021について」（R3.6.18閣議決定）
第2章. 5（2）女性の活躍
「…、**性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。
…」

◆「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（R3.6.16すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶
③生命（いのち）の安全教育の**令和5年度全国展開に向けた取組**
「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした**予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する**。

◆「第5次男女共同参画基本計画」（R2.12）
第5分野・女性に対するあらゆる暴力の根絶
生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る**。

I 学校等における生命（いのち）の安全教育の推進

i) 指導モデルの開発

子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引き活用して、実践校において指導モデルを作成する。実践校や教育委員会等では、子供たちへの指導の充実や教職員の理解を深めるための研修や、外部講師や外部有識者等の地域と連携を図り取組を進め、指導モデルの普及・展開を図る。（幼・小・中・高・特支）

ii) 指導事例の収集等

学校種や地域性などの特性を踏まえた多様な指導事例（指導案）や、全体計画モデル事例、教員研修のノウハウなど、全国のモデルとなる指導事例等についてとりまとめる。さらに、教員等の指導の充実を図るため、性暴力・性犯罪被害に関する現状と今後の取組の方向性などについて、教育委員会や学校に広く、周知・展開を図り、全国の学校等の教育の現場において「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことができる環境を整備する。

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



II 学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを活用して、児童生徒に対して、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図るプログラムの実証を行う。

(参考) 児童生徒等の月経随伴症状等への対応

- ◇ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、女性の生理と妊娠等に関する健康について、生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進に関する項目が盛り込まれ、必要に応じ、より迅速かつ適切に産婦人科等の受診につなぐことの重要性が示される。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（抜粋）（令和3年6月16日）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 （2）女性の生理と妊娠等に関する健康

○生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進

小・中・高等学校等において、月経関連の症状を始めとする生理に関する様々な症状の児童生徒に対し、必要に応じて産婦人科等の受診につなぐ。また、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」等の情報提供について、児童生徒を始め誰もが分かりやすい情報を充実させる。これらにより、児童生徒を始め誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく産婦人科等に相談できる環境の整備に努める。

- ◇ 文部科学省から、学校・学校設置者（教育委員会等）に対して、思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげるため、**児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について事務連絡を発出。**（令和3年12月）

（事務連絡の概要）

- ◇ 定期の健康診断時の保健調査票等に月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、**所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげるなどの対応について周知。**
- ◇ 健康診断マニュアル（日本学校保健会発行、文部科学省監修）に記載している健康診断時に注意すべき産婦人科関連の疾病及び異常等についても、改めて周知。